



# 運輸安全報告書



2020 年度



## 静鉄観光バス

静鉄ジョイステップバス株式会社

## 本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

# 目次

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う事業影響について	P. 1
2. 輸送の安全に関する基本的な方針	P. 2
3. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	P. 3
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P. 4
5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P. 5
6. 輸送の安全に関する重点施策	P. 6～
7. 輸送の安全に関する計画および実績	P. 9～
8. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P. 22
9. 各種表彰関係	P. 23
10. 新型コロナウイルス対策 貸切バス 安心・安全体験会	P. 23
11. 安全管理規程・安全統括管理者	P. 24～
12. 事故、災害に関する報告連絡体制	P. 31
一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書	P. 32

## 1. 新型コロナウイルス感染症に伴う事業影響について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、学生輸送、観光ツアー、イベント等が中止され、キャンセルが相次ぎ、運送需要が大幅に減少したことで、運送収入に大きな影響が出ました。その為、事業体制の変更をすると共に、2020年度施策の一部中止、変更を行いました。

### ○営業所休業と本社移転

焼津営業所休業 2020年4月～9月末

静岡営業所休業 2020年10月～12月末

2020年12月末、静岡営業所を廃止し、2021年1月、焼津営業所へ統合。

共に本社を焼津営業所へ移転させ、焼津営業所・掛川営業所の2営業所へ事業変更致しました。

### ○車両減車

2020年5月、84両から17両減車し、57両体制とし、稼働状況に合わせて休車措置をとりました。

## 2. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

### 安全輸送方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、  
静鉄グループの  
「安全・安心・快適のあくなき追求」  
という経営理念のもと、  
旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、  
絶えず事故防止活動  
を継続することを誓います。

私たちの運転行動は、「**認知**・**判断**・**操作**」であり、  
そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を  
秘めています。

- 常に正しい「**認知**」をするために社員は、  
健康管理を確実にを行います。
- 常に適切な「**判断**」をするために社員は、  
交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な「**操作**」をするために社員は、  
車両を確実に点検し、訓練によって  
運転技術を磨きます。

制定日 2016（平成28）年12月15日

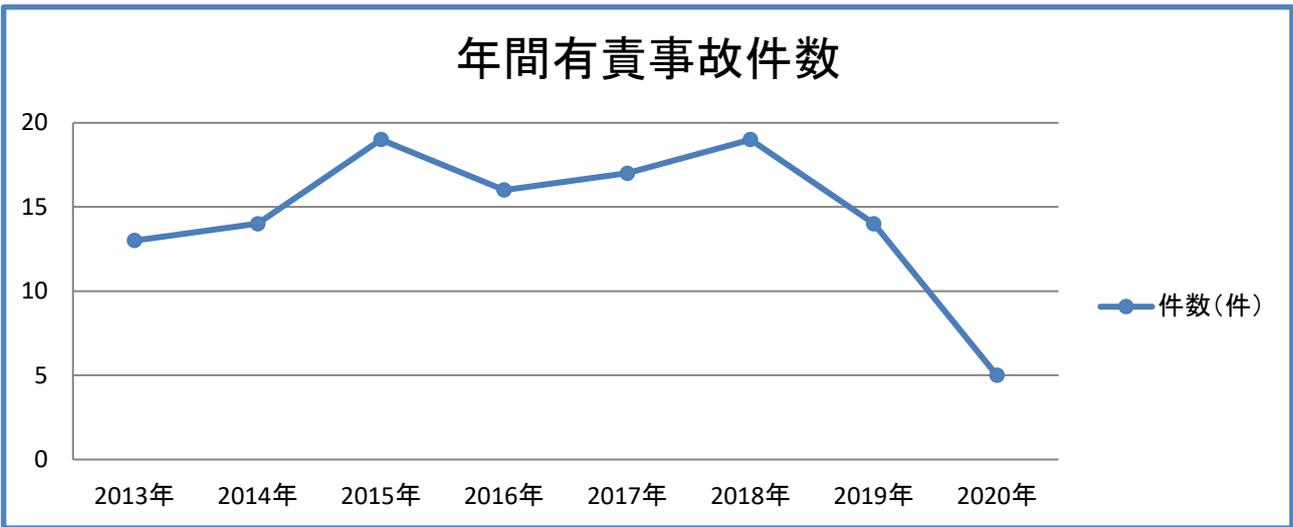
代表取締役社長 八木 善一郎

### 3. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

目 標		事故件数	達成状況
重大事故件数 (静岡運輸支局報告)	0件	0件	○
人身事故件数	0件	0件	○
年間有責事故件数※	7件以内	5件	○
年間事故防止目標に 起因する事故 (下車確認して 後退事故を減らす)	4件	1件	○

**※ 年間有責事故件数**

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
件数(件)	13	14	19	16	17	19	14	5



※2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、稼働が大幅に減少した中での実績となった為、次年度も同じ目標を設定し、事故防止対策を実施いたします。

## 4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2020年4月1日から2021年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

2020年度	
交通事故	0件
車両故障	0件

### 【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

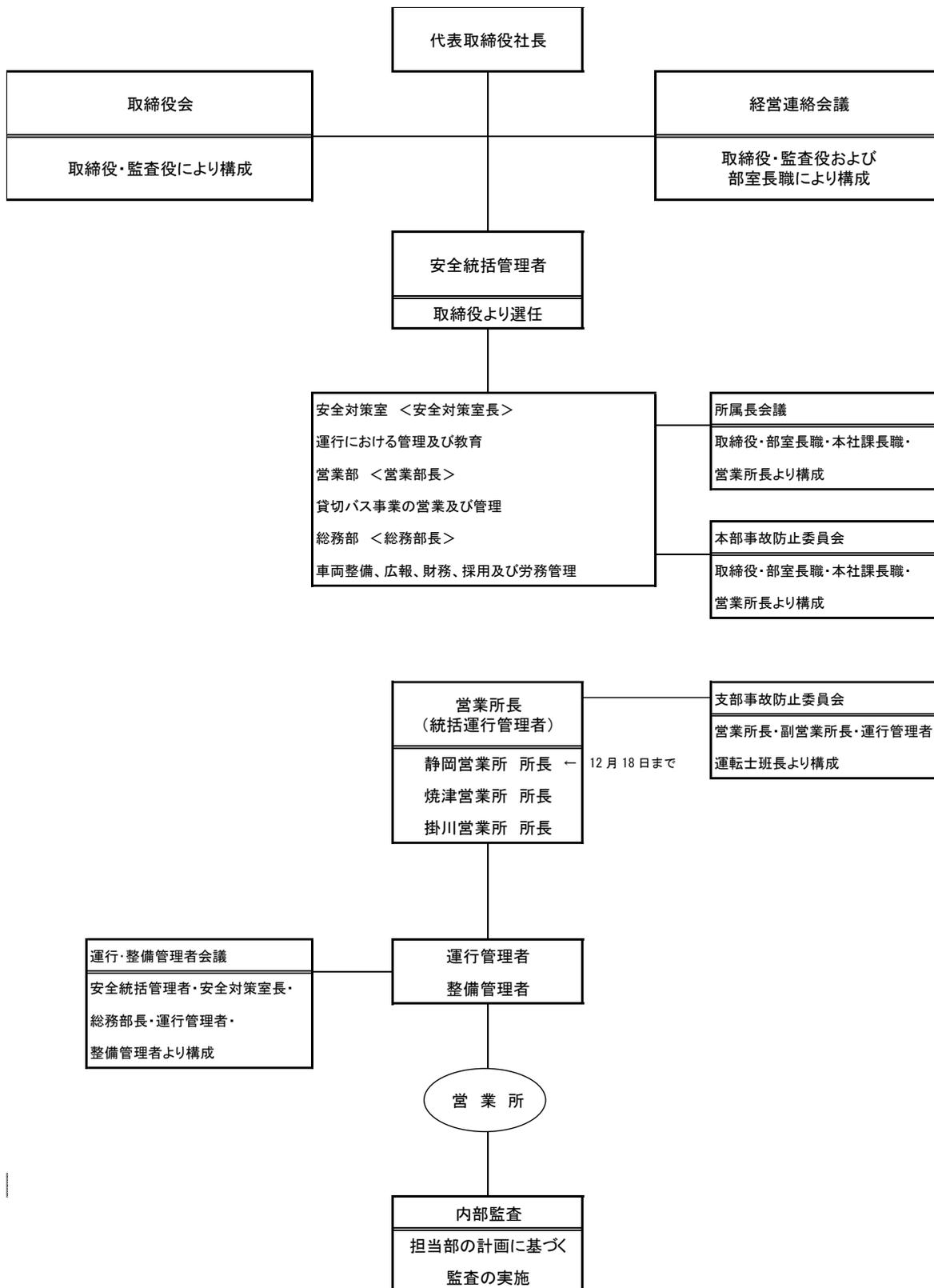
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反があったもの
- (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第2号又は第3号）

注2：11日以上治療を要する傷害（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第4号）

## 5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統



## 6. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定めて実施してまいりました。

### 年間事故防止目標

後悔しないために 下車確認して後退事故を減らす（年間目標 4 件以下）

### 後退時の操作手順 5 項目

- ①一時停止しハザードを点灯後、一呼吸おいて駐車スペース全体の確認
- ②窓を開け、顔を出して目視確認を行う
- ③狭小地等で安全が確認できない場合は下車確認する
- ④出来る限り真っ直ぐな状態でバックする
- ⑤完全に停車する前 2m の位置で一時停止し再度の確認を行ってから時速 5 km 程度でバックを行い完全停車する

### 年間事故防止施策

#### 1. 安全行動の確実な実施

- 指差呼称の徹底（「左・前よし、右よし、車内よし、発車」）
- 後退時の操作手順 5 項目の実施状況の確認
- 点呼時の後退時の操作手順 5 項目の昭和
- アルコール検知異常者の撲滅
- 日常・終業点検の立会い監査の実施
- 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインの実施

#### 2. 情報の共有

- ドライブレコーダー画像の分析結果の掲示（事故掲示板への掲載）
- 全体班長会議の開催（年間 4 回実施）
- ヒヤリハットの情報収集の強化（年間 1 回表彰実施）
- 全社員講習会にて自社ドライブレコーダー映像を活用した「事故予防」指導

#### 3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- 営業所別事故防止目標の策定
  - 静岡営業所：有責事故 5 件以内
  - 焼津営業所：有責事故 2 件以内
  - 掛川営業所：有責事故 2 件以内
- 班別、班長会議の確実な実施

## 年間基本重大事故撲滅5項目の徹底

### 1. 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う。

### 2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする。  
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)

### 3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

### 4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。

### 5. 危険を予知した時の操作

すぐに停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。

- ※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

## 防衛三原則の徹底

### 1. 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

### 2. 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

### 3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって譲り合いの精神で進んで避譲する。

## 月間事故防止目標

時 期	目 標	達成状況
4月	<b>子どもと高齢者の動きに注意</b> ※子ども・高齢者を見かけたらアクセルオフ	○
5月	<b>確実な日常点検の実施</b> ※日々の日常点検の重要性を再度確認	○
6月	<b>梅雨期・降雨時の急のつく運転の厳禁</b> ※急発進・急ブレーキ・急ハンドルの厳禁	○
7月	<b>静止物への事故防止</b> ※出発前の車両周回確認、停車時車両周辺の下車確認	○
8月	<b>過労運転の防止</b> ※日々の睡眠を十分とり体調管理を万全に！	○
9月	<b>マイクを活用した安全確保、車内事故防止</b> ※出発前のシートベルト着案内・目視確認、 下車時はマイク案内し車両が停止するまで席を立たない	○
10月	<b>改善基準告示の遵守</b> ※連続運転にならない運行計画、自身できっちり管理	○
11月	<b>渋滞、混雑時の安全な車間距離確保</b> ※0.1.0.2運動を実践し安全な車間距離を確保（自ら危険を作らない）	○
12月	<b>夕暮れ時、16時からのライトオン</b> ※16時からのライトオンで相手に自車の存在を認識させる	○
1月	<b>雪道走行・凍結箇所の事故防止</b> ※出発前の確実な点検（チェーン積込の確認） スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装	○
2月	<b>道路状況の早期確認</b> ※渋滞、山間部降雪等による道路状況変化の早期確認に努める	○
3月	<b>自ら健康管理、健康起因による事故「ゼロ」</b> ※常に自身の体調管理、ハンドブックの活用を！	○

## 7. 輸送の安全に関する計画および実績

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

### 1. 経営トップによる事故防止及び新型コロナ感染予防対策

当社の代表取締役社長が、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所の3営業所において、双方コミュニケーション・意見交換を目的とし、職場巡視を行う予定でしたが、2020年度はコロナ禍に伴い中止しました。

代わりに書面やメールにて、新型コロナ対策、会社の現状説明、事故情報等を全従業員に向けて発信しました。また、2020年12月に全従業員に向け、社長より事故防止及び、新型コロナ感染予防対策等について全社員講習会を行う他、2021年2月に実施した、本部事故防止委員会の様子をホームページ上に掲載し、従業員始め、誰もが会議状況を閲覧できるようにしました。コロナ禍でも『安全輸送こそが事業の全てである』という高い意識を伝えました。

#### 全社員講習会

実施日	① 2020年 12月 15日 ② 2020年 12月 17日
場 所	かわはら会館 3階 大ホール
参加者	乗務員含む全従業員



## 2. 安全統括管理者による職場巡視

当社安全統括管理者が各営業所へ出向き、ドライブレコーダーを使用した教育等により事故防止対策を指導するとともに法改正等の重要な事項を直接伝達してきましたが、2020年度はコロナ禍に伴い、一部書面と全従業員にメールにて伝達しました。また、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」13項目に沿った教育の進捗状況の確認・指導を実施し、巡視を兼ねて緊急時対応訓練を焼津営業所2回、掛川営業所1回と実施しました。

実施日	① 2021年 2月16日 ② 2021年 2月19日 ③ 2021年 2月25日
場 所	焼津営業所、掛川営業所
参加者	杉山所長・本橋副所長・運行管理者・運転士・バスガイド

## 3. 定例会議での事故防止関係

### 1. 所属長会議

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長
実施日	4月27日 5月27日 6月26日 7月28日 8月26日 9月30日 10月28日 11月30日 12月28日 1月29日 2月26日 3月29日

### 2. 本部事故防止委員会

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長、運行管理者
実施日	4月10日 8月11日 9月10日 10月 7日 11月11日 12月 9日 1月15日 2月12日 3月 8日 (5～7月は書面開催にて)

#### 本部事故防止委員会の<目的>

- 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させること
- 更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるための、再発事故防止に必要な見直し・改善を行うこと
- ヒヤリハットおよび危険運転事例について、ドライブレコーダーを活用し、経営トップ・安全統括管理者をはじめとする管理職間で情報共有を図り運転士の指導に活かすこと

### 3. 支部事故防止委員会

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
参加者	所長・運行管理者・運転士		
実施日	なし	なし	12月11日

### 4. 全運転士への個人面接指導

営業所長による個人面談

	静岡営業所	焼津営業所	掛川営業所
適性診断受診後の指導		6名	10名
定期健康診断、SAS 及び脳 MRI/MRA 検査等の結果に基づく指導		86回	30回

※静岡営業所廃止・統合後、焼津営業所にて実施

## 5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

### 運輸安全マネジメントに関する内部監査

経営トップと安全統括管理者に、運輸安全マネジメント14項目のガイドラインに沿ったインタビューを行いました。

実施日	2021年 2月 17日
代表者	代表取締役社長 八木善一郎
安全統括管理者	常務取締役(安全対策室長委嘱) 池田 博久
内部監査リーダー	総務部長 武田 真一
内部監査員	総務部総務課副課長 中村 公彦 営業部営業課課長 岩辺 真史 営業部営業課副課長 月見里 真哉 総務部総務部係長 井澤 展子 営業部営業課係長 大石 美穂
監査目的	新型コロナウイルスの影響により会社の状況は一変したが、安全管理体制の構築および改善への取り組みを確認し、優良事項等洗い出すと共に要求事項との適合性を確認し、さらに有効性の高い取り組みへ繋げること
重点監査項目	代表取締役社長および安全統括管理者による安全管理体制への主体的関与および継続的改善
評価すべき事項	①コロナ禍でも『安全輸送こそが事業の全てである』という意識の高さ ②自社の資料（ドライブレコーダー）や社員にての全体講習会の実施 契約輸送のヒヤリハット情報の提出が増えたことによりハザートマップを作成し、乗務員への情報共有の活発化 ③新型コロナウイルス感染状況拡大に伴い、感染防止対策などの注意喚起の迅速な対応および事業継続に向けた営業所統廃合の実施 ④法令基準以上の連続運転時間の社内基準見直し（3時間50分）
期待すべき事項	①事故発生時の行動方法の明確化と重大事故対策訓練等の実施 ②車両故障時における個々の対応能力の向上に向けた教育 ③内部監査員のスキルアップのための本部事故防止委員会への参加

## 営業所保管書類に関する内部監査

実施日	
	① 2020年 8月17日 ② 2020年10月 8日・12日 ③ 2021年 3月 9日・19日
場 所	静岡営業所 ・ 焼津営業所 ・ 掛川営業所
対 象 者	静岡営業所所長 ・ 焼津営業所所長 ・ 掛川営業所所長
監 査 員	安全対策室課員
監査項目	各種法定書類の保存状況の確認 ①苦情の記録 ②運送引受書の写し ③損害賠償措置を講じていることを証する書類 ④点呼の記録 ⑤乗務記録 ⑥運行記録計による記録 ⑦事故の記録 ⑧運行指示書 ⑨乗務員台帳 ⑩指導監督の記録、適性診断実施の記録 ⑪点検整備記録 ⑫労働基準法第36条の協定書 ⑬労働基準法第89条の就業規則 ⑭労働者名簿 ⑮健康診断結果の記録
措置内容	●印鑑の押印漏れについて指摘 ●時間等の記載について誤記入を指摘 ●記入漏れを指摘 他 ⇒後日、訂正内容を確認済

## 6. 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

### 実施日

2020年9月1日（火）

実施部所（本社・静岡営業所・掛川営業所・焼津営業所は休業中につき未実施）

### 訓練想定

9月1日午前8時00頃、駿河湾を震源地とするマグニチュード8の大規模な地震が発生、静鉄ジョイステップバス営業エリア全域で震度6弱以上となり、甚大な被害が発生するとともに、沿岸地域において大津波による被害も発生した。

### 訓練項目

- ① 緊急地震速報受信後、各営業所へ伝達
- ② 本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練  
（本部・支部とも係員以外にも連絡網にて連絡）
- ③ 地震発生直後における災害応急対策の実施（対策本部・対策支部の設置）
- ④ 運行車両との情報伝達訓練
- ⑤ 各支部内の防災設備の点検整備
- ⑥ 各支部従業員の一時的避難訓練
- ⑦ 地震災害時に備えた非常持ち出し品の点検及び確認
- ⑧ 本部・支部情報伝達訓練（被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化）  
（本部・静岡営業所は、新型コロナウイルス感染拡大の影響も鑑み徳洲会病院の敷地内には入らず手前までとする）
- ⑨ 安否確認システムによる設問応答訓練



## 7. 重大事故想定対策訓練

### 実施日

2021年 2月 16日 ・ 19日（焼津営業所）  
2月 25日（掛川営業所）

昨年  
に  
引き  
続き  
実施

### 訓練テーマ

高速道路上での車両故障による緊急停車時における適切な対応

### 訓練項目

- 1) 車庫内に仮想高速上を設定（カラコーン・バーで仮想ガードレール設置）
- 2) 車両故障ハザードランプ点灯徐行のうえ路肩（左寄せ）停止
- 3) 発煙筒および停止表示板を車両後方へ設置、歯止めの設置
- 4) お客様へ事情説明と車両からの退避を誘導  
※車両後方のガードレールの外側へ誘導（内側へ立たせない）  
（避難場所がない場合、車内前方へ詰めてもらい警察へ電話し指示を仰ぐ）
- 5) 110番通報（仮想）  
通報内容：①故障による緊急停止  
②停車場所（高速名、上下線の別、キロポスト）  
③負傷者の有無と旅客の状況
- 6) 営業所への連絡（営業所にて受けた連絡の記録は別紙参照）  
連絡内容：①故障による緊急停止  
②停車場所（高速名、上下線の別、キロポスト）  
③負傷者の有無と旅客の状況、団体名等  
④発煙筒及び停止表示板の設置  
⑤警察への通報完了報告

昨年は緊張感から慌てる場面も多く、行動順序の間違えや発煙筒・停止表示板の設置においてもスムーズにできないこともありましたが、今年は適切な対応がよりスムーズにできました。今後は車両トラブルへの対応訓練等、課題を変えながら定期的（年1回）に訓練を実施していきます。



## 8. 従業員全体講習会

実施日	①2020年 12月 15日 ②2020年 12月 17日
場 所	かわはら会館 3階 大ホール
対象者	乗務員を含む全従業員
指導員	池田安全統括管理者 ・ 安全対策室 井柳課長
内 容	新型コロナウイルス感染防止対策について 改善基準告示について 自社ドライブレコーダーによる講習 運輸防災マネジメントについて
対 応	●新型コロナウイルス感染防止対策をした上で実施。 ●ドライブレコーダーを活用した講習においては、自社のヒヤリハット情報を活用することによって、より当事者意識を持つことができた。



広い会場で間隔を空けて受講



ドライブレコーダーを活用した講習

## 9. 旅客交通安全研修の実施

日 程	2020年 4月 8日 ~ 9日
場 所	茨城県ひたちなか市 自動車安全運転センター
参加者	4名（運転士）
内 容	運転適性検査（CRT）、交通心理学、車両の特性、 日常点検、基本走行、ブレーキング、スキッド走行、課題走行、 高速周回路走行、信号回避、夜間研修を実施
対 応	参加者の人選を本部事故防止委員会で決定し、研修の有効性向上を図る。 (継続)

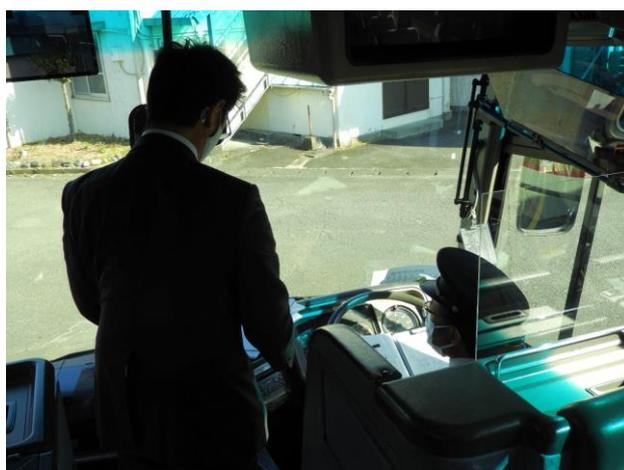
## 10. 高齢（シニア）運転士への特別指導

65歳に到達した運転士は適齢診断を受診し、その後は3年に1度の頻度での受診が法令で定められておりますが、当社では2年に1度の受診を行っております。

実施日	2020年11月（2回）・2021年1月（3回）
場所	静岡営業所 ・ 本社1階会議室
対象者	65歳以上の運転士
指導員	安全対策室
講習内容	新型コロナ感染防止対策について 市内幹線経路（混雑地域）実技運転教習 ドライブレコーダー映像による指導 不安全行動（道路標識・事故発生原因・脳トレ） 高齢者に多い交通事故 実技向上訓練（オーバーハング・スラローム体感など） 道路標識問題115問実施



該当運転士へ個々の指導



実技運転教習



オーバーハング訓練で車種毎に体験



スラローム訓練

## 11. ドライブレコーダーを活用した教育

乗務員より提出されたヒヤリハット等のドライブレコーダー映像を活用し、下記の機会において共有及び教育を行っております。

- ①全体講習会（本年1回実施・例年：年2回実施）
- ②本部事故防止委員会
- ③シニア教習
- ④安全対策室での教育
- ⑤各営業所でのグループ教育
- ⑥各営業所での個別教育



全体講習会での全社員教育



事故防止委員会での情報共有



各営業所でのグループ教育



各営業所での個別教育

## 12. 健康管理の実施

乗務員の健康管理のため下記の取り組みを行っています。

- ①年2回の健康診断
- ②睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査
- ③ストレスチェック
- ④健康管理マニュアルの活用
- ⑤要健康管理者との面談
- ⑥点呼モニターによる点呼実施時の健康状態(マスクを外した顔色等)の記録 他



点呼モニター（全営業所に設置）

## 13. 社内飲酒運転防止の取り組み

アンケート調査と結果の発表による啓蒙

12月に従業員に対して飲酒習慣に関するアンケートを行い、結果を各所属長・全従業員に共有することで、飲酒習慣への意識向上を図っております。

## 14. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーへの参加

- 中部運輸局自動車事故防止セミナー2020 ライブ配信を4名受講  
(2021年 1月28日 中部運輸局主催)
- 運輸安全マネジメント 内部監査セミナー 2名受講  
(2021年 3月26日 NASVA主催)

## 15. 運輸防災マネジメント制定

頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威になっています。防災意識を一層向上させ、防災体制の構築と実践を進める際の参考とすべき考え・心得を取りまとめた運輸防災マネジメントを制定しました。

### 防災基本方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、  
自然災害発生時における対応では安全を最優先し、  
お客様と社員の安全確保と事業資産の保護を図り、  
災害復興における輸送使命を果たすことを基本方針とします。

#### 【1】東海沖地震における津波避難

人命を最優先し指定の避難場所へ速やかに避難します。

#### 【2】台風・大雨による水害避難

人命を最優先するとともに車両浸水被害を防止します。  
※原則として安全場所へ責任を持って車両を移動します。

#### 【3】事業拠点の見直し

事前のリスク回避としてハザードマップを基に営業所の移転を策定します。

#### 事業継続計画(BCP)

自然災害は必ず起きることを心得、発生時に冷静な判断と行動ができる  
体制・具体的(計画)を策定するとともに定期的な訓練を実施します。

## 16. 貸切バス事業者安全性評価制度【三ツ星】

「2019年度貸切バス事業者安全性評価制度」の審査の結果、最高ランクである三ツ星の認定を受けております。「貸切バス事業者安全性評価制度」とは、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する制度です。



このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

「SAFETY BUS」(セーフティバス)は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味しています。

## 8. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2020年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

単位：千円（税抜）

1	新車購入1台(大型)	25,850
2	定期健康診断	1,603
3	特定業務健診(深夜業)	666
4	適性(一般・適齢)診断(16名)	60
5	運転技術研修参加費(4名)	205
6	運転記録証明(149名)	94
7	運転士無事故報奨金	1,914
8	営業所無事故報奨金	70
	総計	30,462

## 9. 各種表彰関係

- 令和2年度国土交通省中部運輸局 局長表彰 1名受賞
- 令和2年度中部運輸局静岡運輸支局 支局長表彰 2名受賞
- 令和2年度優良バス運転者日本バス協会 会長表彰 2名受賞



国土交通省中部運輸局 局長表彰

## 10. 新型コロナウイルス対策 貸切バス 安心・安全体験会

2020年8月2日（日）、静岡運輸支局にて貸切バス安心・安全体験会が開催され、静鉄観光バスからも2台のバスが展示されました。新型コロナウイルス感染防止に対する取り組み等について、報道関係者および旅行者等の皆様にご体験いただきました。貸切バスは換気が優れた乗り物であるという事を知っていただくと共に、新しい生活様式におけるバス旅行での感染防止対策について、実際にバスに間隔を空けてご乗車いただき、弊社バスガイドからご案内させていただきました。



# 11. 安全管理規程・安全統括管理者

## 1. 安全管理規程

### 安全管理規程

静鉄ジョイステップバス株式会社  
平成 25 年 10 月 1 日 制定  
平成 25 年 10 月 1 日 実施  
平成 29 年 5 月 12 日 改定  
平成 31 年 4 月 23 日 改定  
令和元年 12 月 16 日 改定

#### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 1 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

##### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

##### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を

傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表するものとする。

#### （安全輸送方針）

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追及」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。

私たちの運転行動は「認知、判断、操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実に行います。

常に適切な判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

#### （輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 道路運送法第 35 条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

#### （輸送の安全に関する目標）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

- 一 会社全体の年間目標
- 二 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業及び管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育及び車両担当」(以下「担当部長」という)は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
  - 3 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合における指揮命令等については他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管

理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標及び第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役へ報告すること。
- 六 社長はじめ取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 第三条の輸送の、安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙「緊急体制連絡網」により行なう。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連

絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対して公表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該、目標の達成状況
- ③ 自動車報告規則第二条に規定する事故に関する統計  
（総件数および類似別の事故件数）
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策

- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨ 安全統括管理者、安全管理規定
- ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
- ⑫ 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
- ⑬ 事業用自動車に関わる情報

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

## 第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

(適用する運行管理規定)

第十九条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。

(運行管理者に対する届出)

第二十条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。

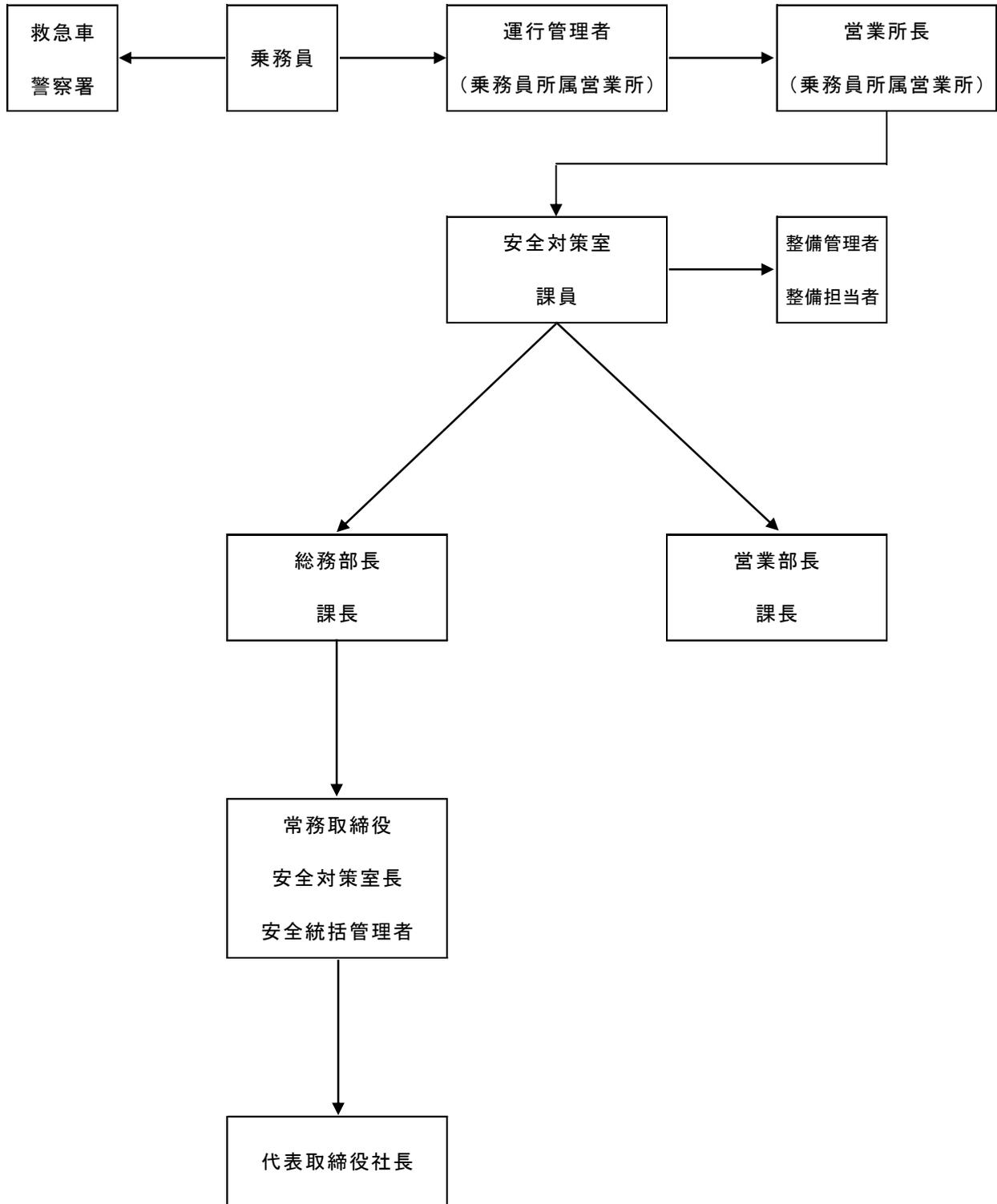
(事故に対する報告等)

第二十一条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第4項の規定により、2013年10月1日に**常務取締役の池田博久**（2019年4月1日より安全対策室長を委嘱）を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

## 12. 事故、災害等に関する報告連絡体制



## 一般貸切自動車運送業者安全情報

報告年度	2020年度（令和2年度）																														
事業者名	静鉄ジョイステップバス株式会社																														
代表者	代表取締役社長 八木 善一郎																														
安全統括管理者	常務取締役（安全対策室長委嘱） 池田 博久																														
許可年度	1991年度（平成3年度）																														
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業																														
主たる事業所住所	静岡県焼津市塩津294-5																														
報告担当者	安全対策室課員 大石美穂																														
担当者連絡先	054-639-5066																														
営業所一覧	<p>【焼津営業所】 静岡県焼津市塩津294-5</p> <p>【掛川営業所】 静岡県掛川市葛川452-1</p>																														
車庫数	2棟（上記2営業所）																														
休憩、仮眠施設	同上																														
届出運賃	公示運賃																														
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会																														
安全管理規程	設定有り 国土交通省への届出有り																														
運輸安全マネジメント	内部監査有り																														
セミナー受講	有り																														
教育、研修回数	<p>【焼津営業所】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">運転者</td> <td style="width: 15%;">教育</td> <td style="width: 15%;">6回</td> <td style="width: 15%;">研修</td> <td style="width: 15%;">1回</td> </tr> <tr> <td>運行管理者</td> <td>教育</td> <td>2回</td> <td>研修</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>整備管理者</td> <td>教育</td> <td>0回</td> <td>研修</td> <td>0回</td> </tr> </table> <p>【掛川営業所】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">運転者</td> <td style="width: 15%;">教育</td> <td style="width: 15%;">6回</td> <td style="width: 15%;">研修</td> <td style="width: 15%;">1回</td> </tr> <tr> <td>運行管理者</td> <td>教育</td> <td>2回</td> <td>研修</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>整備管理者</td> <td>教育</td> <td>0回</td> <td>研修</td> <td>0回</td> </tr> </table> <p>※「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に沿って実施</p>	運転者	教育	6回	研修	1回	運行管理者	教育	2回	研修	0回	整備管理者	教育	0回	研修	0回	運転者	教育	6回	研修	1回	運行管理者	教育	2回	研修	0回	整備管理者	教育	0回	研修	0回
運転者	教育	6回	研修	1回																											
運行管理者	教育	2回	研修	0回																											
整備管理者	教育	0回	研修	0回																											
運転者	教育	6回	研修	1回																											
運行管理者	教育	2回	研修	0回																											
整備管理者	教育	0回	研修	0回																											

正社員乗務員数	焼津 35名 掛川 10名
正外乗務員数	焼津 8名 掛川 5名
正社員平均勤続年数	焼津 10年 掛川 6年
平均給与水準	D ※賞与含む
運行管理者選任数	焼津4名(補助12名) 兼務1名(兼務12名) 掛川3名(補助5名) 兼務1名(兼務5名)
整備管理者選任数	焼津1名(補助20名) 掛川1名(補助6名)
保有台数	57台 焼津 大型41 中型3 小型2 計46 掛川 大型11 中型0 小型0 計11
最新車齢	大型 2021年式 中型 2009年式 小型 2020年式
最古車齢	大型 1991年式 中型 2004年式 小型 2020年式
ドライブレコーダー装着車両台数	大型52 中型3 小型2 (全車装着)
デジタルタコグラフ搭載車両数	大型52 中型3 小型2 (全車搭載)
ASV搭載車両数	大型21 中型0 小型2
主たる運行形態	観光輸送(昼間) *全車共通
保険の加入情報	対人無制限 対物300万 *全車共通

今後も「運輸の安全安心」に、  
役員・従業員が  
一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、  
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部総務課 (054) 639-5011

2020年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

安全対策室

〒425-0085

静岡県焼津市塩津294-5

<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2021年6月発行